

(別紙)

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度 第2回美幌町総合計画審議会 第1部会
開 催 日 時	令和4年10月27日(木) 18時30分 開会 20時10分 閉会
開 催 場 所	役場庁舎1階 第1会議室
出 席 者 氏 名	【第1部会委員】 杵師委員、平田委員、熊崎委員、石澤委員 【町】 小室総務部長、斉藤総務課長、吉田財務課長、弓山危機対策課長、 沖崎政策課長、那須建設部長、鶴田環境管理課長、 佐久間町民活動課長、影山商工観光課長
欠 席 者 氏 名	佐藤朴元委員
事務局職員職氏名	政策統計グループ 辻主査
議 題	第6期美幌町総合計画基本計画(後期)素案について 基本目標1
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	—
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	0名
会 議 資 料 の 名 称	・第6美幌町期総合計画 基本計画(後期)素案 ・第6期美幌町総合計画(平成31年度～令和4年度) 基本計画(中期)評価結果報告書 ・第6美幌町期総合計画 中期(平成31年度～令和4年度)評価結果 ・第6美幌町期総合計画 後期(令和5年度～令和8年度) 施策及び事務事業シート
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した全部記録
	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
	<p>開会</p>
平田部会長	<p>部局長より順次、順番で報告をお願いいたします。</p>
那須建設部長	<p>1-4 地域の安全対策の充実 基本計画の素案、19ページお開き願いたいと思います。 1-4 地域の安全対策の充実という項目でございますけれども、このうち、建設部が所管いたします事項について説明をさせていただきます。 建設部の所管といたしましては、主に交通安全施設の整備ということになってございますけれども、こちらにつきましては基本的な考え方が大きく変わるものではございませんので、計画的に整備を着実に推進して参りたいと考えているところです。 20ページをお開き願いたいと思いますが、具体的な施策の内容につきまして担当課長の方から説明させていただきます。</p>
鶴田環境管理課長	<p>私から素案の20ページ、施策(1)交通安全施設の整備というところにつきましてご説明させていただきます。 こちらの方につきましては、従来3項目で分けておりまして、通学路における交通安全対策、危険個所の交通安全対策、冬道の安全対策ということですので安全対策という形でまとめてはあるんですけど、内容はほぼ重複している部分が数多くありますことから、今回1項目にまとめましてその中でカーブミラーの設置ですとか、3番目の冬道の安全対策の関係ですとかを含めてですね、施策の内容のところでも1部にまとめて提案させていただくものでございます。以上です。</p>
平田部会長	<p>建設はこれで終わりなんですか。</p>
那須建設部長	<p>建設はこの2項目です</p>
平田部会長	<p>その都度聞いてったほうがいいのかな。</p>
辻主査	<p>次に町民活動もあるので、説明が終わった時点でお願いします。</p>
平田部会長	<p>はい、お願いします。</p>
佐久間町民活動課長	<p>それでは町民活動課の所管部分について説明させていただきます。 交通安全と防犯についてでございますが、今回修正がございましたのは、19ページの現状と課題の欄になります。高齢者の運転免許自主返納支援事業について令和4年度から拡充しております。今まで2万円だったのを2万4千円ということで拡充しております。その点の記載を修正している他は修正ございません。その他、交通安全や防犯の取組みにつきましては大きな修正はございませんので、中期と同様に継続して取り組んでまいります。以上です。</p>
平田部会長	<p>今、建設部と交通安全対策担当の方から説明がありましたが、この点について質疑を受けたいと思います。委員の方から何かございませんか。</p>

	<p>ちょっと私の方から1点。交通安全なのですが、免許返納について今まで2万円が2万4千円にされたということで、我々地域で色々高齢者と関わりを持ったりなんかしている中で、単年度だけ、免許返納の年だけでは、移動に非常に困ると。</p> <p>これ自治会連合会で田中先生を呼んで、この間講演会をしてもらったのですが、その中で自ら免許は返納するなど。というのは健康上良くないと、それと美幌町のような過疎の地域では免許返納したために行動範囲が狭まって動きが取れないと。だから公安委員会で、あなたにはもう更新してあげられませんよっていうまで、免許は離さないほうがいいよというような、ドクターの立場で言ってらっしゃいます。我々も地域で壱師さんもそうだと思うんですけど、地域で活動している中でやはり動きたいけど足がない。今、試験運転で申込バスのもーびーをやっていますけども、やはりまだまだ高齢者が動くのには免許返納しちゃったら、バツが足もがれたと一緒に動くことができないということが現実ありますので、これからのまちづくりはその辺も含めて考えていただきたいなという、町民と地域住民と関わっていてそういう意見が非常に多いです。</p> <p>何かサークルとかやっても、会議やるんでもほとんど中央って言ったらかしいですけど、町中のこういう役所の会議室だとかしゃきとプラザだとかということだけでも、来たいけど来れないというのが非常に多いと。その辺もこれから必要なことじゃないのかなって思っていますのでよろしくお願いします。</p> <p>あと委員のほうからご意見ないですか。</p>
熊崎職務代理者	<p>先ほどの課長のお話を聞いて、思い出したんですけども、先日、免許の更新に行きまして、その時に講師の方からこの1年間で交通事故数が増えていると。なんだけれども交通事故の死亡者数が減っているって言うていたんですよ。それが道としてもそうだし、この地域としてもそうなんだと。なんでそうなったのかなと思ったんですよ。多分高齢化したからじゃないかと思って。スピード出さなくなって、判断はもちろん弱ってくるところもあって小さな事故が増えたんだと思うんですよ。だけど死亡に繋がることが少なくなったのは飛ばさなくなったからじゃないかと。じゃあ、死亡事故起こしてる人はいくつぐらいなんですかっていうのをもう少し分析して調べると、若い人がいっぱい死んでいると思うんですよ、逆に。高齢者は細かく事故起こすけど、死なない、大きな事故に繋がらないとなるのであれば、免許無理に返納しなくてもいいのかなっていう気も。だからと言って事故が起きていいわけではないんですけども、起こさないような方法は何なんだろうねっていう。その安全講習とかをもしかしたら、高齢者向けの安全講習なんかをやっていくのも一つの手なのかなというように思いました。</p>
平田部会長	<p>あとはないですか。</p> <p>(なし)</p>
平田部会長	<p>なければこの分野は終わらせていただきたいと思います。</p>

平田部会長	<p>1-3 国際・国内交流の推進 担当部局より報告をお願いいたします。</p>
佐久間町民活動課長	<p>それでは、町民活動課から国際交流について説明させていただきます。国際交流についてでございますが、ニュージーランドのケンブリッジと交流を進めておりまして、今年度で25周年を迎えております。</p> <p>ただ、皆さまもご存じの通り、現在美幌高校とケンブリッジの交流をメインとして進めておりますが、コロナ禍で全くできない状況になっております。ただケンブリッジとのメール等でのやり取りは続けておりますので、コロナが収束し回復次第、高校生を中心とした交流を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
影山商工観光課長	<p>続きまして商工観光課からご説明させていただきます。</p> <p>後期素案の18ページの施策の部分になります。こちら(2)の国内交流の推進でありまして、①の観光・物産交流の推進になりますが、施策の内容でありますけれども、線が引かれておりますが、「道外からの農業体験などの修学旅行生の受け入れなどを通じ、地元高校との交流を推進します。」という文言を削除させていただいております。</p> <p>こちらにつきましては、観光まちづくり協議会が令和3年度末を持って解散しておりまして、その協議会の中の事業の一環として組み込まれてきたということから観光サイドの方で記載させていただいておりましたが、こちらみらい農業センターの事業として整理されたことから、後期素案の62ページになりますけれども、こちらの(3)の⑤の農村ツーリズムの推進ということですね、移動しておりますので廃止されるというのではなく今後も継続されるというものでありますのでよろしくお願いいたします。</p>
沖崎政策課長	<p>それでは政策課所管ということで18ページの施策のところの(3)移住・定住の推進というところになります。17ページをご覧いただきたいんですけども、こちらで現状と課題というところで移住・定住の推進については全面的に見直しをさせていただきました。中期の計画では、町の生活を一定期間にわたり体験できるちょっと暮らしというものを展開しておりまして、当時は、移住体験に使える住宅が少なかったため移住体験住宅の整備を検討する必要がありますということで現状課題を整理していたところなんですけれども、令和3年度からの現状についてですけれども、移住・定住の特設サイトによる情報発信ですとか、民間の移住体験住宅の整備も行われているということで、幅広い移住体験のニーズに対応できる体制となっているということで、現状を整理させていただきました。課題につきましては、移住までのサポート体制の構築が課題となっていますということで整理をさせていただきました。それを受けまして18ページの施策に戻るんですけども、(3)移住・定住の推進ということで一番右側施策の内容の赤字で表示しているところを追記しているような状況でございます。</p> <p>「移住体験住宅については町営及び民間の移住体験住宅を活用しながら移住体験ニーズに対応していくよう今後も務めます」ということを記載させていただいているのと、下の方に行きまして、「また」というところですけども、先ほど課題として説明させていただきました移住相談体制を構築し、移住相談を充実させるとともにということを追記させていただいております。以上でございます。</p>

平田部会長	はい。今報告いただいた点で質問、どうぞ。
辻師委員	移住体験住宅、町営及び民間の移住体験住宅を活用しながらってことでなっているんですけど、実際のところ美幌町内では移住体験住宅とかそういうのはどのくらい用意できているんでしょう。
沖崎政策課長	現在のところ町で体験住宅運営しているのが1棟でございます。 そして、民間において整備して、空き家を改修改築して移住体験住宅として利用できるようなものを整備したのが3棟ございます。ですのであわせて4棟ということに。
辻師委員	それは人数にしたらどのくらい受け入れられるっていうか、それ全部使っているわけではないと思うんですけど。
沖崎政策課長	体験住宅の利用実績ということですか。
辻師委員	はい。
沖崎政策課長	利用実績はちょっとここ数年ですね、コロナの影響がありまして移住体験住宅の申し込み自体を受付ストップしたりだとか、そういったことがありましたので10数件ぐらいというような状況ですね。今年度についてはある程度しているんですけども、昨年は受付自体をストップしたような状況でしたので、ほぼゼロという状況でした。
辻師委員	青山北にそれらしい住宅があって、自転車4、5台並んでいて、アジア系の男の人たちかなって、住んでいる人がいるなっていう感じで見かけていたんですけど、移住体験じゃなくてどこかに仕事に行っている人たちはそこに住んでいるのかなとちょっと思ったんですけどね。
沖崎政策課長	そうですね。おそらく民間で整備した移住体験住宅になっているんですけども、移住体験については前の年に翌年の利用の申し込みを集約しまして、それで利用者を決めていくんですけども、当然、全部埋まるわけではありませんので、空いている期間については、民間のオーナーさんがいろいろ自由に使っていていただいて構わないというようなことにさせていただいております、おそらく外国人の方に貸し出しというような形に繋がっているものだと思います。
辻師委員	令和4年度に対してこの移住体験というか、ちょっと住んでみたいという利用者はいましたか。
沖崎政策課長	おります。今手持ちで実績の資料は持ってきていないんですけども記憶の中ですと、町の施設の利用とあと民間の方も一部利用された実績はありまして、10件くらいは確か使っている状況ですね。
辻主査	ほぼ埋まっている状況で、ちょっと長めに何週間もいたりとか。
辻師委員	ちょっと暮らしとここに書いてある、それで何か月とかいるとか何

	週間とかいるのかちょっとわからないんですけど、体験した人が実際に美幌に住みたいですって言った人いましたか。
辻主査	はい。全員ではないですけども、今年度はまだ体験してすぐ移住したいっていう方はいらっしゃらなくて、一応夏も経験して、冬も経験したいっていう方が中にはいらっしゃいました。
沖崎政策課長	利用期間は1泊2泊で帰られてはなかなか生活体験できないですよ、というのがありますので、基本的には5泊以上の宿泊っていうことでの利用に繋げております。長い方は1か月程いらっしゃいます。
辻師委員	わかりました。
平田部会長	私もちょっと勉強不足で全然知らなかったのでお聞きしたいんですが、今、町が1棟と民間が3棟ある、この民間3棟というのは契約の下でずっと町が借り上げていうのではなくて、民間も自由に使って、空いているときは町が、町の1棟が埋まっていればそっちを紹介して体験してもらう施設にしていくよっていう感じなの。
沖崎政策課長	そうです。空き家を解消するっていうことで整備する時に補助金を出しているんですね。ですので、その当時整備した補助金の制度上では当面5年間は移住に使ってくださいというような縛りを付けて情報を出させていただいています。
熊崎職務代理者	民泊みたいな、ああいう部屋とはまた別なんですか。1棟みたいな空き家。1軒みたいな感じ。
沖崎政策課長	そうですね。
辻師委員	一戸建てですよ。
沖崎政策課長	はい。それで民泊で一泊当たりいくらっていう価格を設定している施設もあれば、マンスリーということで、月額いくらっていう形での料金体制にしているところもございます。
平田部会長	したら民間は自由な使い方をしてもいい、自由な使い方っていう言い方もおかしいけど、商売として町から紹介があれば、その時空いていればその施設を使ったりするという。
沖崎政策課長	移住のちょっと暮らしに利用する期間以外についてはご自由に使っていただいて構わないという、オーナーさんの意向で使って構わないという形になっております。
平田部会長	空き家対策でこういった制度というか、戸数はまだまだ町としては増やしていく予定なんですか。
沖崎政策課長	そうですね。ちょっと利用実績が最近本当になかなか思うように伸びてないということもありますので、今後については慎重に進めていきたいなとは思っております。

平田部会長	<p>はい。あとございませんか。</p> <p>(なし)</p>
平田部会長	<p>はい。無いようですのでこのページは終わりたいと思います。</p>
辻主査	<p>1-5 公共交通の充実 では続きまして、1-5です。22ページの1-5 公共交通の充実に入らせていただきます。</p>
佐久間町民活動課長	<p>22ページから24ページに記載してございます。まず公共交通につきましては令和4年1月に美幌町地域公共交通計画を策定いたしました。それに基づきまして令和4年4月から町内の公共交通の大幅な見直しを行っております。具体的にはこれまで美幌循環線として同じルートを、通称ワンコインバスというものなんですけども、右回りと左回りで運行しておりましたが、これを見直しまして、令和4年4月から運航区域を広げまして、美幌駅循環線と美幌駅旭小学校線の2路線を運航しております。</p> <p>また乗客の少ない昼の時間帯を路線バスを休止して、その間にデマンド型のバス、申込バス「もーびー」というものを導入しております。令和4年4月から町内公共交通を大幅に見直しましたが、半年間で運行状況を見てですね、色々課題も見えてきております。全ての課題を解決してというのは少し難しいですけども、少しでも100点に近づけるように改善点は速やかに改善していこうということでそのような記載にしております。説明は以上です。</p>
影山商工観光課長	<p>商工観光課からは女満別空港関係でございまして。現状と課題でありますけれども、記載の通りではありますが、LCCの路線が成田国際空港線、関西国際空港線の就航が実現したということでございまして。北海道内7空港の運営を北海道エアポート株式会社が現在行っておりまして、それに伴って地域の協議会の方も設立されまして、道東エリアの観光客の受け入れ整備体制を図ろうとするものでございまして。</p> <p>また、令和4年度以降、美幌峠、JR美幌駅、空港を経由する観光バスが期間限定で運行されているということになりまして、従前、運行されておりました阿寒バスさんの女満別美幌号が令和元年度、廃止されたということで、釧路・知床定期観光便という名称でございまして、広域的な観光バスの方で運行されている旨を記載してございます。</p> <p>24ページになりますけれども、こちらの方に施策の内容の修正をさせていただきます。</p> <p>まず繰り返しになりますけれども、まず、(5)の女満別空港の利便性向上と②空港アクセスの充実でありますけれども、こちらが先ほどの女満別美幌号廃止に伴った観光バスの運行ということで修正してございます。</p> <p>③の国際チャーター便の拡大要請を削除しておりますけれども、こちらが令和2年度末を持ちまして協議会が解散したことに伴いまして、削除したものでございまして。以上であります。よろしくお願いたします。</p>

平田部会長	はい。公共交通について町の中と観光の観点から女満別空港と美幌を結ぶ路線についての説明だったと思うんですが、委員の方でご意見、質問のある方はありますか。
熊崎職務代理人	デマンドバスってやっていたんですね。すみません、知りませんでした。
佐久間町民活動課長	今年の4月からですね。路線バスも今、走らせているんですけども、路線バスは午前11時に出て、その後、昼の間は路線バス走らせないんですけども、また3時からするようになるんですけども、その利用の少ない昼間の間にデマンドバスを10時から3時まで走らせています。 緑の派手なバス、走ってるの見たことないですかね。
熊崎職務代理人	コースあわなかったのかな。それってコース決まっているんですか。デマンドバスって。
佐久間町民活動課長	デマンドバスは路線を走るのではなくて、タクシーとバスの間のようなもので、家まではいかないですけども近くのバス停まで行きます。 近くのバス停まで迎えに行って、行きたいバス停までまっすぐ行きます。
熊崎職務代理人	すごいですね。 おいくらくらいなんですか、それで。
佐久間町民活動課長	300円です。
熊崎職務代理人	それって呼んだら来るみたいな感じなんですか。
佐久間町民活動課長	呼んだら来ます。 家までは来てくれないので近くのバス停まで行っていただいてそこにいます。
熊崎職務代理人	例えば、何人かで同じ時間帯に呼んじゃったとなれば、私どここのバス停で、私どここのバス停でってみたいな感じで行くことも可能なんですか。
佐久間町民活動課長	そうですね。その場合は同じ時に重なったら何人が拾っていくんですね。乗り合わせでいく。
石澤委員	先ほどの平田副会長の地域で免許返納する人が、返納したくない人の足の利用っていうふうに、このデマンドバスの周知がされれば解決するのかなっていうのは。
平田部会長	周知はされているんですけども、今の委員の中でも知らないという残念な報告があったんですけども、こういうものを美幌町でも各店舗にも配布してくれているんですよ。
熊崎職務代理人	そうだったんですか。

平田部会長	<p>これ、乗り場から何から路線から全部書いています。 だから、そういったことを知らないという方が知らないじゃなく、知ってもらえてないというか、これ広報誌と一緒に配ってますので、これ、自治会が配ったんだよね。</p>
佐久間町民活動課長	<p>そうですね。</p>
平田部会長	<p>自治会の折り込みの中で、4月1日号で配っています。ですから、見ている方は見て、利用している方はすごく利用してる。</p>
石澤委員	<p>利用する方法を知らない人は利用してないっていうね。利用されてない方は不満に思うこともある。そこが多分キーポイント。</p>
平田部会長	<p>私からもちょっと質問しようと思ったんですけど、色々課題も出てきたということで先ほど課長の方からも話ありましたが、今度我々は独自に自治会の立場で、例えば自治会が主催する、例えば講演会をするとしますよね。例えばしゃきっとプラザで講演会しますよって言ったときに、講演会の広告出すとしたら、その会場のどこにも一びーの乗り場が何番でありますよってことをこれからしていこうと、ちょっと1回したんですけど、入れていこうとしているんです。そういったひとつのも一びーは今、10時から3時までなんです。ですから、来るのは来たけど今度は帰りがないとか、だから諦めるとか。これ、こないだも連合会で町長との懇談会なんかもあって話してるのは、その時間をもっと伸ばしてもらえないかとか、そういう要望はしてはいるんですけど、まだそこまで結論は至っていない。</p>
石澤委員	<p>そんなこといってもあれですよ。実際にその場でわからない人を呼んで電話をかけてこうやってこの場所に来る、そして一緒に乗っていきたい場所に降りればいいんだと実演っていうか体験しないとこの言葉とかこの紙で言ってもみんなスルーしちゃいますよね。</p>
平田部会長	<p>それは自治会案内とそれは町がやったんですよ。</p>
石澤委員	<p>それはされたんですね。体験はされたんですか。</p>
平田部会長	<p>はい。体験もしたり、それはしているんですよ。しているけど、まだその頃は認識もないんで、正直自治会の役員さんたちがほとんどだったとかね。 それはやっているんです。だから今、自治会でも言ってるように各自治会長さんにこういうものがあるよと。例えば、うちの自治会では、うちの自治会は自分の乗り場と行きたいところの乗り場の近くの乗り場の番号は覚えておきなさいと。 財布に紙にでも書いて入れておきなさいということは言っているんですけど、まだまだやっぱりそこまで。 現実、利用客は増えてきているの。</p>
佐久間町民活動課長	<p>実績はですね、毎回毎回、毎月増えてきていて、今現在で先月で340人ぐらいですね。日曜日運行を今月の16日から開始していますので、</p>

	<p>日曜日抜かして三百数十人ですので、もうこれ以上乗ると回らなくなるっていう事態に来てしまいました。</p>
熊崎職務代理者	<p>バスを増やすかしかないってことですな。</p>
平田部会長	<p>もう来年は課長の腹の中では2台くらい増やしたいっていう、腹の中では持っているんだと思いますよ。ちょっとわかんないですけど。</p>
石澤委員	<p>私が免許返納したって考えて、立場で考えると、絶対このバス利用します。</p>
熊崎職務代理者	<p>いいですよな。</p>
石澤委員	<p>利用する方法を知らない人がいるのであれば、かわいそうな話ですよな。</p>
佐久間町民活動課長	<p>説明会も、全地区とはならないんですけど、20回くらいやらせていただいて、400名くらいの方には説明させていただいたんですけど、やはり私もそうですけど、そもそもバス使う必要がない車運転する人はそもそもそのパンフレットあまり見ないと思うんですよ。あるいは車あるから私は別にいいやということで。</p> <p>ただ、まだその住民の方もですね、あれねって言ってもらえないのは私どもも残念ながら困りますんで、引き続き周知には努めてまいります。</p>
平田部会長	<p>まだこれから、冬、雪の季節になってきますからね、利用は増えてくると思うし、先日ある人に用事があって、美園地区の人なんですけど、私は乗り慣れています、利用し慣れていますと。あることでうちの会館に来てくださいと言ったら、1回自分でバスで体験してどうやって行ったら一番簡単に来れるか体験してみますっていう、そういう真剣に考えている人もいますし、なんぼいいもの配っても何しても、もう全く何も目に留めてもらえない人は全く留めてもらえてない。</p>
石澤委員	<p>車持っている人は留まらないですよな、免許返納してる人は目に留まりますけど。</p>
熊崎職務代理者	<p>1回使ってみたらすごく便利だなってわかる気がするんですよ。なんかハードル下がるというか、使うハードル下がるから。これもそれもいいかもしれない。</p>
平田部会長	<p>僕は別に町の回し者じゃないんですけども、例えば熊崎職務代理者が関わっている商店街あたりもですね、うちの商店街にこういうもーびー乗り場がありますよ、大体このもーびーの乗り場は役場の設置当初の説明は、例えば私の家を起点にしたら200メートル範囲内には必ず1か所あるという乗り場の設定をしているそうです。うちは1分のとこにありますけどな。僕も何回か利用してみましたけど。それってただ200メートルも歩くのが大変だしという人も中にはいますのであれですけど。</p> <p>だからまず、商店街さんやなんかでもこれは商店街が率先してやる</p>

	<p>のか、町が頼んでやってもらうほうがいいのかわかりませんが、例えばチラシ出すときに北1商店街には、ここここにも一びー乗り場があるよと。</p>
熊崎職務代理人	<p>僕、これ今、初めて知ってしまって、大変申し訳なかったですけども、普通に商店街のイベントで重ねたいんですよ。</p>
平田部会長	<p>だからそういうこと。</p>
熊崎職務代理人	<p>そういう使い方を全然できちゃうものだなと。</p>
平田部会長	<p>そういうのをしてくれれば、まだまだ石澤委員が言ってるような普及効果も出てくると思うし、</p>
熊崎職務代理人	<p>10時から3時の間でイベントすればいいんですよ。 そうすればも一びーで来て一びーで帰れるっていう。なんか面白いイベントになるなあ、いいじゃんって。うちの前バス停だし、それでみんな一回使ってみようよっていうわからなかったら何か、そうですね。 なんかも一びーに自分も乗ってみた、動画とか撮ってみたいですね。意外と面白そうですね、呼んでみたってね。</p>
平田部会長	<p>そして、町が説明することだと思うけど、今年の10月1日から11日から回数券っていうのも発売になりました。スマッピーカードが取り扱いで。10枚分、1,500円をだすと普通10枚なんだけど、12枚付いてくる。2割増しの券が付いてきて買える制度も、町と提携してスマッピーさんがやり始めていますからね。2割安で乗れるという。ですから乗りなれた人はそのチケットを買って小銭持たないで、も一びー乗るときはそのチケット2枚1回出す、路線バスの時は1枚出すという。そういうことで、もうずいぶん結構売れてはいるんですよ。</p>
佐久間町民活動課長	<p>もう少しです。</p>
平田部会長	<p>そういう便利性、利便性も出てきてますからね。だからあの商店街さんあたりはいっぱい儲けてる人多いから。</p>
熊崎職務代理人	<p>うん。そうですね。</p>
平田部会長	<p>買い物してくれれば券を出すよってしてくれれば、もうバンバン来るだろうし、じゃんじゃんやったらいいんじゃない、熊崎さんのとこ。</p>
熊崎職務代理人	<p>そうですね、売上上げたいところですよね。も一びーを利用して。</p>
石澤委員	<p>高齢者の方の足っていうのは私は非常に重要だと、これは重要だと感じているところではあります。</p>
空師委員	<p>循環バスの大きさなんですけど、コースが変わって狭い道路も通るようになったというか、大型バスだとちょっとこっちで待機しないとバスで行けないというか、回り切れないとかそういうところもあるん</p>

	<p>だけど、もっと小さいバスにしたらどうなのかなとちょっと思ったり。大きいバスに人がまったく乗ってなくて、大型がこう走って歩いててとかってもう少し小さいバスにしてもいいんじゃないかなって。</p>
影山商工観光課長	<p>そうですね。バスのサイズっていうのが、今乗っていても2、3人とかいう話もございまして、次の更新の時には阿寒バスさんでその辺も考えると思うんですけど。ただ、高校生が乗るときっていうのが10人じゃ足りないんですよ。</p>
柵師委員	<p>やっぱり時間帯によってと言っておかしいんだけど、大きいバスがね、いっぱい乗るときは大きいバスで、ほんとにどっちがどっかわかんないけど、小さいバスとか。大型とその小さいバスで経費の面とかそういうところは全く私もわかんないんですけども。</p> <p>なんか日中走っているのを見ると、全然乗ってないのに大型バスだっている。</p>
石澤委員	<p>乗ってないのに無駄だっている感じになるもんね。</p>
柵師委員	<p>だから、そういったところを、もう少し利用する時間帯によって。</p>
石澤委員	<p>バスは外部委託。</p>
佐久間町民活動課長	<p>外部委託ではないです。阿寒バスが運行しているはずですよ。町は補助金を出してるって感じです。</p>
石澤委員	<p>阿寒バスさんの所有している車はもうおまかせで。</p>
佐久間町民活動課長	<p>そうですね。指定はできない。</p> <p>ただ購入するとなるとやはり国の補助金ですとか、そういうのも申請していくことになると思いますので、その際に、大型じゃなくて中型の方がいいんじゃないですかっていう話はできると思うんです。</p>
平田部会長	<p>道内では今、恵庭がその柵師さんが言ってる10人、10人ったらもーびーがハイエースの9、10人乗りですから、それ以上大きい、あの個人的に東京でスカイツリーから上野駅まで循環しているバスあるんですよ。あれは結構何十人とか阿寒バスよりは小さくて、とか恵庭さんもそういうバスですよ。で、ぐるぐる循環してるとか。だから美幌の場合は阿寒バスさんの事業として路線バスについては補助金対応ということですし、もーびーは役場が買ったんだよね。</p>
佐久間町民活動課長	<p>はい。今のところは町の委託事業ですけども、たぶん来年度の4月か10月かわからないですけども、北光ハイヤーさんが主体となって事業をする予定です。</p>
平田部会長	<p>そしたら、阿寒バスさんみたく町は補助金対応という形で。</p>
佐久間町民活動課長	<p>そうです。町と国で補助金を出し合うという形ですね。</p>
平田部会長	<p>業者さんが好きな車両を導入して、運行するということ。</p>

佐久間町民活動課長	そうですね。もーびーの場合はもしかしたら町で用意することになるかもしれないですけど。
石澤委員	サイズに関してはもう業者さんなので、仕方ないというか業者さん都合ということで。
熊崎職務代理者	利用者の世代とかそういうのもの内訳とかっていうのは特にデータは。
佐久間町民活動課長	もーびーは圧倒的に高齢者の方、その中には中学生が帰宅の時に使っているっていう例も少しあります。美幌中学校って療育病院の方の美富ってあそこ美中区域なんですよね。 親が使わせているってあれですけど、そういうことも少し。
熊崎職務代理者	申し込みは電話なんですか。
佐久間町民活動課長	電話ですね。
熊崎職務代理者	そっか、確かにあんまりアプリとかでやっちゃうといたずらも増えそうですもんね。
平田部会長	網走はそうなんだよ。
熊崎職務代理者	これから先、僕らが高齢者になっていったときに、アプリになったりするんでしょうけどね。
平田部会長	あとはないですか。 (なし)
平田部会長	では、以上で。
辻主査	それでは1-5は終了させていただきます。それでは影山商工観光課長については退席させていただきます。 続きまして1-1に戻り、1-1ですので町民活動課、政策課になります。
佐久間町民活動課長	1-1 町民との協働によるまちづくり それでは引き続き町民活動課のことについて説明させていただきます。 6ページから11ページまでについてなんですけども、主に修正のあった個所について説明させていただきます。施策に沿って説明させていただきますと思いますので9ページをお開きください。 (2)のまちづくり活動の促進についてでございますが、まちづくり団体による活動の支援は美幌町まちづくり活動奨励事業を拡充しまして、令和2年度からびほろの活力共創事業というものに変更して実施しております。それまで単年度の補助だったんですけれども、制度を見直しまして最大3年間まで補助をできる制度にしまして支援しております。そのことによって町民の自主的な活動というのが少しで

弓山危機対策課長	<p>も広がるようにということで制度を改正して実施しております。その中の③まちづくり活動への反映を意識した研修の実施についてでございますが、こちら児童生徒の国内外研修を検討しておりましたが、新型コロナということでこちらは実施していない状況になっております。</p> <p>次にその下の（３）コミュニティ活動の促進でございますが、ここ数年会で平田会長も十分にご存じだとは思いますが、自治会の支援を拡充させていただいております。平成30年には自治会所有の防犯灯を町へ委譲してLED化をしており、令和2年度からは自治会活動保険の費用を町で負担しております。さらに令和3年度には、集会室のLED化により自治会の電気料の負担を軽減しております。またコロナ禍で空気清浄機の整備をしておりまして、令和4年度からは段ボール等の紙類の資源ごみを自治体の収入となるように改正しております。</p> <p>また、平田会長が一生懸命推進していただいているフレイル予防についても、補助金を確保して今、一生懸命進めていただいているところです。その下、③の地域サポーターの利活用によるコミュニティ活動支援につきましては地域サポーター制度からまちづくりミーティングへと制度を移行しておりますのでこちらの記載を削除いたしまして10ページの（６）広聴の充実の欄に記載場所を変更しております。</p> <p>続きまして、（４）の地域活力の基盤となる集会室の整備については変更はございません。その下（５）の広報の充実につきましては、7ページと9ページの基本的な考え方の欄を修正しております。7ページをお開きください。令和2年度から新たな情報提供手段として地デジ広報を導入しておりますのでその分の記載を修正しております。詳細については変更ございません。</p> <p>10ページに戻っていただきまして、（６）広聴の充実のところについてでございます。先ほど、まちづくり活動の推進のところでご説明させていただきましたが、車座トークと地域サポーター制度を見直し、まちづくりミーティングという制度としています。その下の（７）（８）についてはほぼ修正はございません。町民活動課の所管部分は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは危機対策課の方から施策の内容をお知らせしたいと思います。10ページの施策の部分の自衛隊美幌駐屯部隊の充実支援制度につきましてはです。美幌駐屯地の今の体制は、第5旅団隷下の第6普通科連隊と第101特科大隊が駐屯しております。昨年、防衛省の方から今年の令和5年3月を目途に第5旅団隷下の第6普通科連隊を即応機動隊へ改編するというので予算の計上がされました。それに伴って、現在改編に向かって準備が進んでいる状況でございます。今後、先ほど言いましたように5年の3月を目途に改編されますので、残念ながら101特科大隊は廃止する予定となっております。101特科大隊の方から第6即応機動連隊のほうへ異動になる方も多く、かなり多くの方が異動される見込みであります。</p> <p>それに伴いまして、来年度からの要望陳情活動につきましては、改編される第6即応機動連隊の人的基盤の充実と強化、それに伴う人的な充足率の向上と配備される装備品の関連充足について引き続き要望していくことを明記しております。</p> <p>続きまして、11ページの（11）の美幌駐屯地の駐屯部隊における防災対応と連動した体制の確立ということと、次の（12）美幌駐屯部隊</p>
----------	--

<p>沖崎政策課長</p>	<p>と地域住民との更なる一体化の醸成については中期と後期の計画内容については変わりがないので割愛させていただきます。以上でございます。</p> <p>政策課所管の部分をご説明させていただきます。順番が前後してしまうんですけども、8ページの施策の(1)町民主権による自治の推進になります。①、②、③と3つの施策を載せているんですけども、変更となった場所は、①自治基本条例の適正な運用の中の施策の内容で、アクションプランというものによる進行管理を削除させていただいております。</p> <p>こちらは自治基本条例、平成23年に策定したんですけども、策定当時になかなか一気に制度の整備が出来なかったということがありまして、条例ですとか規則ですとか、そういったものをきちんと進めるためにこういう項目をきちんと整理していきましようという計画を作っております、それがアクションプランというもののなんです。実際には、その中にありました、例えば住民投票条例ですとか、パブリックコメントの手続きに関して条例を制定するですとか、そういったものをきちんと進めていかなければならないというのがアクションプランに載っていたんですけども、それが実際、住民投票条例につきましては平成23年度に条例制定し、パブリックコメントの手続きの条例についても平成24年度にきちんと整理しているという、ある程度目的が達成されたということで、このアクションプランを廃止ということにさせていただきます。そのため記載を削除ということにさせていただきます。これは自治基本条例の基本理念に沿ったまちづくりについては実際進めていかなければいけませんので、こちらの総合計画ですとか、あるいは行政改革実施計画ですとか、そういったほかの計画に記載してまちづくりを進めていくということで取り組んでおりますのでご理解をいただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>平田部会長</p>	<p>ただいま3課長より説明がございました。質疑を受けたいと思いますがいかがですか。</p>
<p>熊崎職務代理者</p>	<p>まちづくりミーティングというのはどのような制度の違いとかがあってあるんですかね。同じ車座とかと。</p>
<p>佐久間町民活動課長</p>	<p>原則5名以上で町の団体、どこの団体でもいいんですけど、集まっておりますので、申し込んでいただければ、その場に出向いて、必要であれば他の部局長とか課長とかも同行して、テーマを設けて話し合うということですので、ぜひご利用いただければと。</p>
<p>平田部会長</p>	<p>要するに、町長が変わった段階でその当時の町長によってネーミングが違うという。車座トークは前町長の時代にやっていた手法で、平野町長になったらまちづくりミーティングという名前。</p>
<p>熊崎職務代理者</p>	<p>名前だけが変わった感じなんですか。</p>
<p>平田部会長</p>	<p>やり方は変わってないよね。</p>

佐久間町民活動課長	やり方はそんなに大きくは変わってないですね。町民の皆様と意見を交換したいっていう目的は同じですので。
熊崎職務代理者	なんか記録残ったりしますか、それって。記録というか、例えばそのログが残るといふか。今回タウンミーティングやりました、やった内容とかがこう、役場の中には残ったりするもの何ですかね。
佐久間町民活動課長	役場には一応まあ。
熊崎職務代理者	こういう内容でやったよというログが。
佐久間町民活動課長	そうですね。
熊崎職務代理者	音声データじゃなくても残るといふことですよ。議事録が残るっていふ。
佐久間町民活動課長	議事録まではいかないですけども、こういう話題が出たといふものは残ります。
熊崎職務代理者	話題が出て、話したよっていふのが残るといふことですよ。それ、車座の時って残ってましたっけ。
佐久間町民活動課長	残っていたと思うんですけど。
熊崎職務代理者	分かりました。残るっていふのはいいなと思って。
石澤委員	それで話し合った内容っていふのは進展といふか、要望、例えば町民の要望があったときに、どう訴えて改善とか何かできたとかいふの実績は。
佐久間町民活動課長	まちづくりミーティングになりましてから、令和2年度に公共交通の関係で5回ぐらいやりました。こちらからの投げかけもあって開催いただいたんですけども、話の内容は今回策定した地域公共交通計画にも反映されております。
平田部会長	あとございませんか。 (なし)
平田部会長	無いようですので次に進んでください。
辻主査	続きまして1-2に移るんですけど、佐久間町民活動課長につきましてはここで退席させていただきます。
辻主査	1-2 持続可能な行財政システムの確立 12ページになります。総務課、政策課、財務課、危機対策課よりお願いします。
斉藤総務課長	それでは、1-2 持続可能な行財政システムの確立 12ページにな

	<p>ります。この中は総務部の4つの課がそれぞれ全てありますので、順番に13ページの施策の方を順にご説明してまいります。各課飛びで行くとわかりにくいので（1）から（9）まで順番に各課長出ていただきます。</p> <p>（1）行政組織の活性化になります。13ページの一番下の下段です。①権限移譲を考慮した機構改革及び定員配置です。これは修正させていただきます。まず施策の一つの機構改革につきましては、昨年4月に庁舎の改築に伴い、住民の声を聴く機会の多い部署を集めた町民生活部を一つの部を新たに設置するなど機構改革を見直し、住民サービスの向上を図っております。機構改革についてはそれで終わりではなく、今後も課題や必要に応じて常に検討していくこととしておりますので、このように記載を修正しています。また同じく定員配置についても、ちょっと短いですが、定年退職した職員の再任用制度というのがこれまで記載されておりましたが、定年延長への対応については昨年6月、国家公務員が定年延長の法律が可決されまして、令和5年4月から導入されます。また地方公務員も同様の法改正があって、本町も来年4月に定年延長制度を導入するように今、準備を進めているところであります。</p> <p>そのため、文言を課題や必要に応じ、組織の見直しを検討するとともに、定年延長を考慮した人員管理および適正配置に努めますと修正しております。</p> <p>続きまして14ページをご覧くださいと思います。②番目職員の能力向上と能力、実績を重視した人事管理の推進です。これは美幌町役場では人事評価制度を導入しておりますので、平成25年に案を作って、平成26年から試験導入をしております。途中制度の見直しを行って令和2年度と3年度に試行を実施し、今年から本格導入しておりますので文言を記載の通り修正しております。</p>
吉田財務課長	<p>続きまして（2）行政運営・行政サービスの効率化の項目について、財務課所管の部分について、ご説明させていただきます。①未活用公共施設管理計画の策定を未利用施設除却計画の推進に変更しております。計画の策定を計画の推進に変更しているところであります。こちらは用途廃止されて老朽化が進む公共施設の適正管理について、令和2年度に未利用施設除却計画を策定したところであります。計画の策定後は計画内容を踏まえて除却を進めているところでありますが、後期計画においても引き続き計画に基づいた除却の推進ということで必要な文言を修正させていただきます。財務課から以上です。</p>
斉藤総務課長	<p>続きまして、②文書管理体制の整備、③電子申請、イベント等の予約システムの整備は変更ありませんので修正しておりません。④役場庁舎の改築につきましては、ご存じの通り昨年改築に伴い文言を削除しております。⑤電算システムの管理運営、次期システム更新の対応は1番繰上げて④としております。この電算システムの管理運営につきましては現在国の方で推進しておりますデジタルトランスフォーメーション、よく聞きますけど、DXの推進ですね。その考え方が順次国から出てきています。この考え方を今後の残りの後期はそれを基にしたシステムの構築が市町村にも求められておりますので、そういった文言に記述を修正しております。</p> <p>以上です。</p>

<p>沖崎政策課長</p>	<p>続きまして（３）総合計画の管理、行政評価の推進についてです。こちらは特に見直しをしていないので変更等ございません。（４）美幌版総合戦略の着実な推進ということで、一部文言修正してありますが、こちらは計画名称を正式名称といいますか、第２期美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略ということにしておりますが、基本的な取り組みとしては変わってございません。</p> <p>以上です。</p>
<p>吉田財務課長</p>	<p>続きまして、15ページ、（５）健全な財政運営の推進についてということで主な施策の変更についてご説明させていただきます。</p> <p>①第３次財政運営計画の着実な実行ということで、第２次財政運営計画は、平成25年度から令和4年度までの10年間計画で、この間計画から大きく逸脱することなく、健全財政を維持してきているところであります。今年度が計画最終年となりますので、現在令和5年度から14年度までの10年を計画期間とする、第３次財政運営計画の策定作業を進めているところであります。後期計画においても、歳入の確保と歳出の抑制など収支バランスを取りながら引き続き、持続可能な財政運営に努めていくこととしているところでございます。</p> <p>この区分については以上であります。</p>
<p>沖崎政策課長</p>	<p>（６）行政改革の推進につきましても、特に修正等はありません。引き続き行財政運営の強化に努めてまいりたいと思っております。</p>
<p>弓山危機対策課長</p>	<p>（７）危機管理体制の充実、①危機管理意識の向上、②危機管理対応マニュアルの作成及び見直し、この２点につきましては、施策内容が変更ありませんので引き続き推進してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>斉藤総務課長</p>	<p>（８）情報セキュリティの強化につきましては、総務課の方でデータを持っていますので、①サイバー攻撃に対する対応と②職員の情報に対する意識向上ということで電算システムについては引き続きサイバー攻撃に対応することとしておりますので修正はありません。</p> <p>また、職員の情報に対する意識向上というのは、定期的に講師を招いて講演会をするなど意識改革・意識の向上に努めることとしておりますので変更はございません。</p>
<p>沖崎政策課長</p>	<p>（９）広域行政の推進についてですが、①に※で示しておりますけれども、定住自立圏形成協定を締結したことに伴い、削除となっております。その定住自立圏というのはご承知の方もいらっしゃると思うんですけども、12ページの一番下のところに北見地域定住自立圏ということで記載させていただいております。北見市を中心として周りの４町、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町の５市町で、定住自立圏という圏域を作りまして、行政の様々な分野について効率的に一緒にできることは効率的にやりましょうというような協定でございます。そういったものを結んだということでこちらは削除となっております。</p> <p>そして②、15ページの一番下の広域連携事務事業の更なる推進につきましては、定住自立圏協定を結んでおりますのでこちらの記載を加えた形で施策の内容として変更を行っております。</p>

	<p>以上です。</p>
<p>平田部会長</p>	<p>質疑を受けたいと思います。委員の方で質問・意見ある方はお願いします。</p> <p>私の方から質問といいますか、お聞きしたいんですが、美幌町も令和5年度から定年年齢を延長するということですけど、1年1年、1歳ずつ伸ばしていくんですか。一度に何歳か、例えば今60歳だとするとすぐ65歳にするのか、1年1年伸ばしていかれるのか、どんな方法でやられる考えをお持ちなんですか。</p>
<p>斉藤総務課長</p>	<p>国の方から制度的には示されていまして、令和13年度までに65歳、例えば令和5年度・6年度は61歳、7年度・8年度では62歳ということで、定年が1年ずつ、定年者が1年ごとにいないんですけど、1歳ずつ伸びてきまして、段階を踏むということです。</p>
<p>平田部会長</p>	<p>単純に計算すると1年に0.5歳ずつ伸ばしていくということ。</p>
<p>斉藤総務課長</p>	<p>そうですね。1歳ずつあがれば翌年度は退職者いない。</p>
<p>平田部会長</p>	<p>それで美幌町としては人員を確保していけるんですか。</p> <p>国の言うこと聞かなきゃまずいから、あれなのか。</p>
<p>斉藤総務課長</p>	<p>基本的に60歳から65歳まで無年金ということで、退職した後、職員は60歳ですので、その期間を再任用制度ということで制度として補っていたんですね。退職した職員を再任用で職員として勤務していた。そこが各自、基本的に制度が整備されて、職員として延長して65歳まで繋いでいくものだと思っていますので、職員としては再任用だったものが正職員として変わるというだけで、制度として拡充されたということだと。</p>
<p>平田部会長</p>	<p>再任用制度は削除となっていましたよね。ということは65歳になるまでは再任用制度と併用してやっていくということなの。</p>
<p>斉藤総務課長</p>	<p>そうですね。61歳で定年の方は残り4年ありますので、それは暫定再任用制度という定年延長制度の中の救済措置として65歳まで定年後は再任用を受けるということになります。</p>
<p>小室総務部長</p>	<p>若干補足ですけど、定年延長で基本的には65歳まで年数かけてなるんですけど、ここに今の説明に入っている管理職が60歳になったら管理職じゃなくなるということなんですよ。ですから、例えばですけど、私がずっと定年延長で働きたいって言っても60歳から先は1、2降格をして係長として働くことになります。そうやっていかないと若い職員のモチベーションっていうんですかね、あの管理職に上がる年齢がいつまでも上がれないってことになってしまいますので、なんて言うんでしょう、新陳代謝を図ろうという制度なんです。</p>
<p>平田部会長</p>	<p>職員のことですから、我々がとやかく言うことではないのかもしれない。</p> <p>あとございませんか。</p>

	<p>(なし)</p>
平田部会長	<p>ないようですので、次お願いします。</p>
辻主査	<p>1-6 地域情報化の推進 続きまして、25ページ、1-6からになります。</p>
弓山危機対策課長	<p>1-6 地域の情報化の推進といたしまして、現状と課題の中で整備は民間業者の方で進められておりますということで、昨年の本工事から始まって、今年の6月までの期間でファイバー網が整備されました。7月から本格的にファイバー網の利用がされている状況でありますので令和4年度の完了をもって情報化の基盤整備に関しては削除させていただきたいということを示しました。</p> <p>以上です。</p>
斉藤総務課長	<p>次に、危機対策課の情報化の基盤整備が削除されましたので、情報通信の活用推進を(1)に繰り上げております。ここは3つ記載させていただいておりますが、総務課として電算的な部分からの項目になります。</p> <p>①高度情報処理の推進につきましては、現在も各部署からの相談を受けて整備を図っております。例えばイベントや口座についての申し込みについては、順次、例えばデュアスロン大会の参加申請とか町民アンケート調査など、そういった要望があった部分について電算的に支援しております。②情報化による住民利便性の向上につきましても広報の方で行ってありますが、LINEやフェイスブック、または地デジ広報などの運用面のハードについて整備を行っております。それと公衆無線LAN、Wi-Fiの整備ですけども、役場庁舎、町民会館等新しい公共施設についても計画的に実施して使えるようにしております。</p> <p>1-6は以上でございます。</p>
平田部会長	<p>地域情報化の推進について、説明ありましたが質疑ありましたらよろしくをお願いします。</p> <p>公共施設のWi-Fi整備、本庁舎とか今、町民会館とかは整備されていて、あとはスポーツ関係の施設もされているところもあるかもしれませんが、地域の会館ってありますよね。そういうところの運営上の経費節減のために電話設備を廃止している会館が今多いんですけど。</p> <p>そういうところでWi-Fiや何かを使えるようにしてもらえるような方策なんて考えていただいていたことはできないものなのかなと。</p> <p>というのは、会館で色々やってもなかなかそういうものが使えないというのがありますね、ポケットWi-Fiやなんか持っている方はそこでやれるけど、先ほども言いました電話機自体、会館運営が大変だということで、俗にいうピンク電話っていうのはもう外しちゃったという会館がほとんど。農村地区はちょっとちょっとわかりませんが、市街地は。ですから、段々何かやるといっても、そういうパソコン持ってたったりとかでも、外部と繋ぐことができないという。なので、そういうところでもこれからの考えとして整備するよう考えはないもんですかね。</p>

小室総務部長	<p>確かにご指摘の通りだと思うんですね。町では自治会活動、地域の皆さんの活動の場になる地域集会室ですとか会館、やはりそこはしっかり手立てしないといけないと思います。一方で自治会活動されている皆さん、年齢が高くなったり、担い手がいらっしやらないということで、その活動経費の捻出が難しいというのも耳にしていますので、例えば今言った、集会施設のWi-Fi機能ですね。しっかり町の方で整備するっていうのは一つの手法だと思いますので、所管する町民生活部とその辺はですね、どういう対応できるか検討させてください。</p>
平田部会長	<p>もしできるのであれば、そのような方向をとっていただければ非常にありがたいと思います。 あとございませんか。</p>
石澤委員	<p>Wi-Fiをキャンプ場はいっぱい設置されているのでしたっけ。</p>
斉藤総務課長	<p>今年やりましたね。</p>
石澤委員	<p>キャンプ場全体にとってことですか。</p>
斉藤総務課長	<p>キャンプ場のほぼほぼ。あのキノコの上の方やバンガローなど全部。</p>
辻師委員	<p>緑の村のキャンプ場のことですね。</p>
石澤委員	<p>すごいですね。それはいい。</p>
小室総務部長	<p>ありがとうございます。 キャンプ場はおかげさまで非常に利用が多くてコロナ禍もあって、逆に利用が増えているような状況で利用者の皆さんからやはりWi-Fiがないとですね、今の時代っていう声が正直あってですね、今年そういう整備がありました。</p>
平田部会長	<p>あと、ございませんか。 (なし)</p>
平田部会長	<p>では、次お願いします。</p>
辻主査	<p>1-7 防災体制の強化 続きまして、1-7 26ページになります。</p>
弓山危機対策課長	<p>1-7 防災体制の強化につきまして説明させていただきます。基本的な考え方の指標としまして、美幌町地域防災計画に基づきながら昨年の令和3年5月に災対法の改正がありまして、要支援者名簿が個別避難計画という名称に、要支援者名簿というのは元々あったんですが、その中で個別支援計画というのを町の方で作っておりました。それが令和3年5月の災対法の改正で個別避難計画を各市町村が努力義務で計画作成することに文言が変わりましたので、町としましても個別避難計画の方に移行する考えであります。それで防災の、地域防災計画のその記載に関しては今後改正する際に記載追記していくような考え</p>

	<p>でおります。その後にあります。業務継続計画の策定にしましては昨年5月に美幌町業務継続計画の計画を策定しておりますので、文言としてはこれからその計画に関して運用を図りたいということで変えさせていただきたいと思っております。</p> <p>細かい話の中でいけば、町の総合防災訓練についての記述も3年ごとに実施するというので記述を変えさせていただきたいと思っております。施策の内容につきましては、先ほど言ったものと重複しますが、(1) 防災体制の充実強化、①地域防災計画及び国民保護計画に基づく対策強化につきましては、文言等の変更ございませんが、②備品の整備や訓練による防災意識の向上、体制の強化につきましては、先ほど説明したとおり、総合災害訓練等から総合防災訓練等に文言を変えさせていただきます。</p> <p>③関係団体との連携や防災協定の推進については特段の変更はございません。④災害時における避難者支援体制の強化につきましては、先ほど説明した通り、令和3年5月に災対法の改定に伴って個別避難計画の作成が取組化されましたのでその文言について変更しております。その次、⑤業務継続計画につきましては、令和3年5月に策定しておりますので、文言を削除させていただいております。</p> <p>次に(2) 自助的活動の促進ということで、①防災リーダーの養成、②自主防災組織の活動推進につきましては中期・後期とも変更がございませんので引き続き推進してまいりたいと考えております。</p> <p>その次の28ページになりますが、関連する計画につきましては美幌町強靱化計画が令和2年度の2月に策定されておりますので、関連計画として載せさせていただいております。またその下になりますが美幌町業務継続計画につきましても、令和3年5月に策定済みでございますので計画としても追記させていただいております。</p> <p>以上となります。</p>
平田部会長	<p>防災体制の強化について担当課長より説明がございましたが、この件について質疑ある方はお願いしたいと思います。</p> <p>私の方から2点ほど聞きたいんですが、何年前でしたっけ、ブラックアウトありましたよね。例えばブラックアウトになった場合、この本庁舎とか町民会館とか何か所か発電機なんか備えてすぐ対応できるようにしていると思うんですけども、国保病院はどうなんですか。例えばブラックアウトで電源切れたとしたら、医療がずっと続けられるような電源確保というのはできる体制にあるんですか。</p>
弓山危機対策課長	<p>病院にしましては、平成30年に非常用電源を危機対策で購入しまして、設置をしています。</p>
平田部会長 (ここから)	<p>では、すぐに動いて病院運営には支障ないという。</p> <p>それともう1点ですけど、施策の(1)の④、昔は避難行動要支援者名簿っていう国の施策で、今回変わったと思うんですよ。これね、個別避難支援計画の作成を推進しますということですから、これからやられるのかどうかわかりませんが、これは役所独自でやられるのか、どういう方法で今後考えてやっていかれるのか、これは、防災だけでなく高齢者だとか福祉部との関連も出てくると思うんですけども、どんな考えで進められていつ頃にきちっと名簿作成をされるの</p>

<p>弓山危機対策課長</p>	<p>か、予定がわかればお聞きしたいんですけど。</p> <p>避難行動要支援者名簿というのは平成26年から、当時の民生部なんですけども、高齢者担当とか民生担当の協力を得て、また、自治会や民生委員さんの力を借りまして、そういった要支援者の方に同意をいただく形で名簿を作成させていただいております。そういった改定を繰り返して平成28年に名簿を基に個別支援計画というのを町の方で作ってまして、それを各自治会長さんと民生委員さんに名簿の写し、一部計画書もお渡ししているような形ではあります。当時、国は個別計画っていうのはまだ作ってくださいという感じの状態でありまして、それを町としては推進していたんですけども、それをよりもっと具体的に誰が避難に支援するというか援助する方、どういったことをするのか、避難行動の経路というのも計画書に載せたりとか、そういった部分を追加した中で新しい個別避難計画を令和3年5月に努力義務として作りなさいという形で改訂しております。そして早急に個別避難計画の方に移行するというので、今後、福祉部と条件の面ですり合わせして、なるべく早い段階で着手し、概ね5年程度って国は示しておりますので、5年までには一番必要としている、例えば要支援者の方の分類じゃないですけども、地域とか区域を決めて徐々にやっていこうということで今、福祉部の担当グループともそういった部分の詳細、協議、検討を進めている状況であります。概ね5年以内には何とか計画を段階を経た形を考えております。また、そうなれば地域防災計画も記載していかなければならないものですから、そういった変更もそれを具体化した時に計画の方も見直していくということで考えておりますのでよろしくお願ひします。</p>
<p>平田部会長</p>	<p>5年ということは令和5年までにやるってこと。これから5年ということ。</p>
<p>弓山危機対策課長</p>	<p>令和3年度から概ね5年程度ということで令和8年。例えば、そういう支援計画を必要とする地域を絞って、そこを徐々に作っていくような感じですよ。</p>
<p>平田部会長</p>	<p>平成26年に要支援者名簿を作りましたよね。例えばうちは元町北自治会なんですけど、年数が経過して残念だけどこの世からいなくなったよとかの突き合わせとか、この人は元町北からいなくなったから、対象外になりましたよとか、この人は移住・定住してきて新たに増えたから、この人はその時点で名簿が出来てないから新たに支援者を指定して新規名簿に加えてくださいとか、そういう突き合わせというのはやられているんですか。</p>
<p>弓山危機対策課長</p>	<p>具体的な新規の登録というのは、なかなか本人の同意を得ながら進めていくというののもあってですね、当時自治会とかにもお願ひしてとか、そういった部分が新しい方が出てきたら、教えていただいて。</p>
<p>平田部会長</p>	<p>役場の台帳を使って反映しているわけではないの。</p>
<p>弓山危機対策課長</p>	<p>新規の部分については今、反映されておられません。</p>

平田部会長	言葉は悪いけど、亡くなった方は。
弓山危機対策課長	お亡くなりになられた方については名簿から削除しております。
平田部会長	役場は削除していて、自治会に削除してくださいよっていう情報共有というか、双方で突き合わせして削除してるんですか。
弓山危機対策課長	一部の自治会から報告があった部分については削除しています。
平田部会長	本人が亡くなったってというのは役場が一番先にわかるわけでしょ。部署は違うにしても、死亡届が役場に一番先に出るわけだから、戸籍の担当からこういう人が亡くなりましたよって、防災か高齢か分からないけど報告して、それから自治会に、例えば元町北の誰々さんが亡くなったので台帳から外してくださいよとか、そういうやり取りはやられてるんですか。
弓山危機対策課長	要支援者名簿自体を管理しているのは高齢介護グループですので、例えば自治会からこの方が亡くなったよという報告があれば削除自体はしていますし、ある段階で実態がないものについては削除しているという話は聞いていますので、今、実際に亡くなっている方が名簿上に搭載されていることはないと思います。
平田部会長	役場の名簿でかい。
弓山危機対策課長	そうです。自治会の方にその平成28年にお配りした名簿に関しては、こちらからその方が亡くなったから削除してくださいって話はしていないです。
平田部会長	ということは、うちもそうだけどやり取りしてないけど亡くなってる人も生きてるように自治会は名簿を所有してるってことだ。
石澤委員	私、思うんですけども自治会で名簿を管理してるもんだから、それは自治会が削除するもんじゃないんですか。役場が連絡して自治会が判断じゃなくて、自治会自体が亡くなったって判断したらその自治会が名簿を管理してるもんだから、自治会の人の名簿を削除すればいいだけの話だと思うんですね。わざわざ役場が連絡くるのを自治会の人待ってる必要はないと思うんです。
平田部会長	名簿は役場と共有だから。
石澤委員	共有で役場は削除してるし、自治会も亡くなった人は連絡きますよね。そしたら自治会で削除すればいいだけの話ですよ。双方削除すればいいだけの話ですよ。なんで役場さんから自治会に連絡して削除しましたかって電話しなくちゃいけないって行為が無駄な行為だと思います。それぞれ自治会は自治会で名簿を削除して、役場は役場で名簿を削除すればいいだけの話なので、何か無駄な行為になっていません。連絡来たか来なかったとか、それは私は無駄な行為だと思いますね。

平田部会長	それは、そういう意見で、新年度は令和8年度までに新たな名簿を作 るっていうのもこれは情報を共有して作っていかなければならないと いうことですよ。
弓山危機対策課長	行政だけでは作れませんので、当然支援を受けたいという方がい て自治会の方が、もしくは支援者を援助される方っていうのが必要に なってきます。そういった部分とか、生活環境とか本人が知りえる部 分と自治会で確認されているというのもあろうかと思っております。そ うい部分を確認しながら、手間と時間もかなりかかると思っており ます。なので、順を追って進めていきたいと考えております。
小室総務部長	若干補足させてください。今、課長が説明した通りなんですけども、 今の個別の名簿はですね、いわゆる災害弱者ですね、災害が起きた時 には何らかの配慮支援が必要な皆さんをしっかりと命を救えるような体 制を作るのが一番大切なんです。残念ながら美幌の場合はそういう 名簿を以前作りましたが、ただそれをしっかり管理できていない部分 があるんですよ。例えば転入されてきた人がまだ載っていないとか、 それをなかなか完全なものに出来ていない状況が今現在なんです。こ のままじゃいけないっていうことは十分認識していますので、何を これからやろうかって言うと、福祉部と防災と連携して、町内で災害 弱者に成り得る皆さんをまず把握して、そしてその方たちがもし災害 にあったときに、誰が支援して誰が助けてどこに避難させるのかって いう、そういうサポートをできる体制をしっかりと作りたい。ただ これは役場が名簿を作っても災害の時に実行できませんので、例えば 地域のお住いの自治会の皆さんとか民生委員の皆さんとかと一緒に情 報共有して、どこの誰がどういう支援が必要だから、何かあった時に は誰が助けに行こうかねっていう、そういう体制を整えたいと思っ ています。これはただ1年で出来る話じゃないので、国は5年以内に何 とかしなさいと言っていますけど、別に5年かけようと思っていませ ん。色んな皆さんと話をしてご協力いただければ、5年を例えば4年と か3年にですね、前倒したほうが絶対にいい話だと思うんですよ。 そこは私たちもしっかり頑張りますけど、これからの色んな皆さんに お力添えいただいて少しでも早くそういう体制を整えるようにやって いきたいと思っております。
平田部会長	はい。あと意見。
石澤委員	質問なんですけど、(1)防災体制の充実強化なんですけど、全体的に 防災体制の充実強化で、防災って災害も種類によって避難経路とか分 かれてきますよね。例えば雪害ですって閉じ込められたとか、例えば こっちの方は水の災害はあんまり少ないと思うんですけど、近年の地 震、釧路沖の方であったりとか、北見でもこっちの方の地域で地震あ ったりとかして、地震の傾向。最近で言えば北朝鮮のミサイル、そう いう何か雪害とか水害、風もそうですけど、そういう何か災害の種類 によって対策を考えられていらっしゃるのかどうかちょっとお聞きし たい。
弓山危機対策課長	地域防災計画では、一般災害と地震、水害の3種類の個別事項を作 成してまして、先ほど言われた例えば北朝鮮がミサイル攻撃に関して

	<p>の避難計画っていうのは作られておりません。その代わりに美幌町強靱化計画や国民保護計画もありますので、それを準用して対策をとっていかうと考えております。</p>
石澤委員	<p>今後また新たな災害等出た場合は順次対応していくという。</p>
弓山危機対策課長	<p>そうですね、今言った弾道ミサイルなどは国民保護計画を見直してっていう形で。</p>
石澤委員	<p>ありがとうございます。</p>
平田部会長	<p>はい。後、委員の方から何か質疑などありませんか。</p> <p>(なし)</p>
平田部会長	<p>はい。無いようですので次の項目をお願いします。</p>
辻主査	<p>これで、本日予定しておりました施策につきましては全て終了となりましたので、本日はこれで終了となります。</p>
平田部会長	<p>はい。それでは今日準備していた項目は全て終わったそうですので、今日の部会はこれで終了させていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。ご苦労様です。</p>
各委員	<p>ありがとうございました。</p>
辻主査	<p>次の審議会につきましては、11月17日木曜日、18時半からこちらの場所にて開催予定です。次回はまず消防から入りまして、次に教育委員会の関係に進む予定ですので、よろしく願いいたします。</p>
平田部会長	<p>はい。次回の部会は11月17日木曜日18時30分からこの会場、第1会議室で実施ということですので、お集まりいただきたいと思います。</p> <p>都合の悪い方は事務局の方に連絡を入れといてください。それでは、今日はこれで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>終了</p>